

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、先月に引き続き「いじめ」についてお伝えします。



11月号からの続きです。

④ 悪口陰口・言葉によるいじめ

これもいじめの代表的なものです。言い方にも複数があり、本人に直接言うものや、逆に本人がいない場所で言うこともあります。愚痴を言うことはあるかもしれませんが、それが誹謗中傷にならないようにしましょう。

⑤ 物質的ないじめ

相手の物を隠す、壊すなどをすることで使えなくさせるいじめです。買い直さなければならなくなり、二次被害も生まれてしまいます。

⑥ 物事を強要させる

パシリや掃除当番を押し付けることなどが該当します。さらに悪化すると、万引きをさせたり、誰かへのいじめを強要させたりします。被害者が加害者として扱われるようになってしまいます。

⑦ SNS・ネットによるいじめ

これは近年問題になっているいじめです。インターネットの掲示板やSNSで誹謗中傷を書き込まれたり、個人情報を書き込まれたりするものです。加害者を特定しにくく、書き込まれた情報は消せないことが多いので問題解決に時間がかかるケースがあります。

⑧ 笑いのものにする

相手が失敗したときに過剰に笑ったり、ばかにしたりすることもいじめになります。人によっては失敗したときに笑ってほしいという人もいると思いますが、それでも過剰に笑ったり、ばかにするとその人を傷つけることになります。

○判断基準と対処方法

次にいじめの判断基準と対処方法をご紹介します。

まずは判断基準についてですが、いじめと認識されるかは5つの基準で判断できます。

- ① 相手に対して複数回行為が起きているか
- ② 特定の手段のなかで起こっているか
- ③ 片方が一方的に被害にあっているか
- ④ 相手が嫌がっているのを理解したうえで行為に及んでいるか
- ⑤ 傍観者が存在しているか

すべてのいじめがこれに当てはまるとは限りませんが、この5つの項目をすべて満たすのならば、それはいじめになります。

では、いじめが発覚したらどう対処すればよいかですが、これは

いじめの状態によって対処方法が変わってきます。

初期の段階は数人でのいじめ行為なので、担任や友人に相談し、火種が小さいうちに対策しましょう。

いじめを認識している人間が集団の中で三分の一を超え、いじめが悪化している状態のときには、専門機関に相談しましょう。また、行政に訴えたり、弁護士に介入してもらおうという手もあります。

いじめを認識している人間が集団の半分を超え、担任教師も加担している状態のときは、もう学校では手に負えないレベルなので、警察に相談したり、被害届を出すなどで対処していきましょう。また、転校も視野に入れたほうが良いかもしれません。

○最後に

いじめはどんなに些細なものでも絶対に許されない行為です。もし自分がいじめで悩んでいる時には、自分の親や担任の先生、いじめの専門機関（24時間子どもSOSダイヤルTEL0120（07）8310など）に相談しましょう。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係